

東北学院大学経済学部履修細則

平成22年度から平成24年度入学生適用

(趣 旨)

第1条 本細則は、東北学院大学学則（以下「学則」という。）第21条の規定に基づき履修等に関して必要な事項を定めるものとする。

(卒業要件)

第2条 卒業単位は、124単位以上を修得しなければならない。

第3条 卒業の資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

(1) 経済学科

教養教育科目	第1類	必修	8単位
	第2類		20単位
	小 計		28単位以上
外国語科目	第1類	必修	4単位
専門教育科目	第1類	選択必修科目8単位を含む	24単位
	第2類	各系12単位必修	36単位
	第3類	総合演習	4単位
	小 計		64単位以上
外国語科目第2類 保健体育科目 専門教育科目 *1 ☆1 他学部・他学科開講科目 ☆2 単位互換の協定を締結している他大学開講科目			28単位以上
合 計			124単位以上

*1 専門科目第4類2系から卒業要件単位として算入できる
単位数は2単位までを限度とする。

☆1、☆2については履修科目登録要項を参照のこと。

(2) 共生社会経済学科

教養教育科目	第1類	必修	8単位
	第2類		20単位
	小 計		28単位以上
外国語科目	第1類	必修	4単位
専門教育科目	第1類	1系	12単位
		2系 選択必修科目4単位を含む	16単位
	第2類	1系 選択必修科目4単位を含む	16単位
		2系 選択必修科目4単位を含む	16単位
	第3類	総合演習 I	2単位
	小 計		62単位以上
外国語科目第2類 保健体育科目 専門教育科目 ☆1 他学部・他学科開講科目 ☆2 単位互換の協定を締結している他大学開講科目			30単位以上
合 計			124単位以上

☆1、☆2については履修科目登録要項を参照のこと。

(進級要件)

第4条 3学年次へ進級資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を2学年次までに修得しなければならない。

(1) 経済学科

合 計	52単位以上	教養教育科目	第1類	キリスト教学I 4単位
			第2類	20単位以上
	外国語科目	第1類	4単位	
		第3類	総合演習 4単位	
	専門教育科目	第1類 ） 第5類	20単位以上	

(2) 共生社会経済学科

合 計	50単位以上	教養教育科目	第1類	キリスト教学I 4単位
			第2類	20単位以上
	外国語科目	第1類	4単位	
		第3類	総合演習 I 2単位	
	専門教育科目	第1類 ） 第5類	20単位以上	

(教職課程)

第5条 教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教養教育科目の中の日本国憲法2単位、保健体育科目の中のスポーツ実技2単位、外国語科目第2類の中の外国語コミュニケーション2単位及び専門教育科目第2類3系の中の情報リテラシー4単位(経済学科)、専門教育科目第3類の中の情報リテラシー4単位(共生社会経済学科)を、また、「教科に関する科目」を本表の授業科目の中から、さらに、「教職に関する科目」及び「教科又は教職に関する科目」については本学則第30条(別表第3)の授業科目の中から、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

(開講科目及び期間)

第6条 開講科目は、その開講期間によって、次の各号に掲げる名称に区分けされる。

- (1) 通年開講科目(1年間継続の講義)
- (2) 前期開講科目(前期開講前期完結の講義)
- (3) 後期開講科目(後期開講後期完結の講義)
- (4) 臨時開講科目(集中講義等)

(授業科目)

第7条 授業科目は、次の各号に掲げる名称に区分けされる。

- (1) 必修科目(所属する学科において必ず修得しなければならないもの)
- (2) 選択必修科目(数科目の中から選択し、各学科所定の単位を必ず修得しなければならないもの)
- (3) 後選択科目(学生が自由に選択修得するもの)
- (4) 自由科目(修得しても卒業所要単位に含まないもの「教職専門科目等」)

(開講基準)

第8条 授業科目は、学部が定める学年次に開講する。ただし、事情がある場合は、年度により、特定の科目を開講しないことがある。

(配当年次の履修)

第9条 授業科目は、学科課程に示された配当年次で履修されなければならない。ただし、在学年次より下級年次の授業科目は履修できる。

(受講の制限)

第10条 各講義は、その内容・教室の都合等により、受講資格を限定したり、受講人数を制限することがある。

2 演習Ⅰ(経済学科)は総合演習を修得しなければ履修できない。

(学年次履修登録単位制限)

第11条 各学年次に履修登録できる最高単位数は次表のとおりとする。

ただし、経済学科の専門教育科目第4類2系、共生社会経済学科の専門教育科目第3類の中の総合演習Ⅱ(2学年次半期開講科目)、両学科の「教育職員免許状の教科に関する科目」及び「教職等に関する科目」は制限単位に含まない。

(1) 経済学科

第1学年次	第2学年次	第3学年次	第4学年次
48単位	48単位	48単位	特に制限なし

(2) 共生社会経済学科

第1学年次	第2学年次	第3学年次	第4学年次
48単位	48単位	48単位	特に制限なし

(選択受講及び講義指定)

第12条 同一授業科目につき、二つ以上の講義が開講されているときには、選択して受講しなければならない。ただし、授業の都合上受講すべき講義を特に指定しているときには、この限りではない。

(履修登録届)

第13条 受講のためには、科目履修届を学事暦の定める期間中に提出しなければならない。

- 2 授業科目の履修登録は、学年の始めとする。
- 3 一年間に同じ授業科目を二つ以上履修登録することはできない。
- 4 他キャンパス開講科目を受講する場合は、受講する前後の1コマを移動時間として空けなければならない。なお、礼拝時間および昼休み時間は、移動時間として認めない。
- 5 確定した履修届は、変更又は追加することができない。
- 6 正当な理由がなくて、前項の期間中に履修届を提出しない者は、受講することができない。

(外国人留学生及び帰国生の履修)

第14条 外国人留学生及び帰国生の履修については、本則を準用するほか、次により10単位までを外国人留学生及び帰国生の科目についての単位で代えることができる。

- イ 第1類 日本事情A又は日本事情Bは教養教育科目第2類の4単位、日本事情Cは保健体育科目の体育講義の2単位
- ロ 第2類 日本語Iは外国語科目第1類の英語I Aの2単位、日本語IIは外国語科目第1類の英語I Bの2単位

(転学部・転学科・復学・再入学・年度を超えた復籍をした者の履修)

第15条 転学部・転学科・再入学及び年度を超えた復籍をした者の履修は、当該学年の学科課程表及び履修細則を適用する。又、休学者が復学した場合は、休学時の学科課程表及び履修細則を適用する。

(編入学者の履修)

第16条 編入学者の履修については、編入年次の学科課程表及び履修細則を適用する。

- 2 編入学前の大学等で修得した単位については、別に定める編入学生単位認定基準に基づいて認定する。

(単位の認定)

第17条 一つの授業科目を履修した者に対しては試験を行い、合格した者に所定の単位を与える。

- 2 既修得科目について、再度履修登録しても所定の単位は与えない。
- 3 専門教育科目第3類の中の演習I(経済学科)は、2学年次、3学年次とも修得しなければ所定の単位は与えない。又、演習II(経済学科)は演習Iと同一教員の指導の下で修得しなければ単位にならない。
- 4 専門教育科目第3類の中の演習(共生社会経済学科)は、3学年次、4学年次とも修得しなければ所定の単位は与えない。

(新入生の既修得単位の認定)

第18条 新入生の既修得単位の認定については学則第24条の4に定めるとおりとする。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修)

第18条の2 在学中に単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位については、そのすべてまたは一部につき、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。
- 3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位の取り扱いについては、学則の定めによるものとする。
- 5 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位は、この規程の第18条及び学則第24条の5により本学において修得したものとみなす単位数とあわせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

第18条の3 学則24条の5の第1項に定める、文部科学大臣の定める学修のうち、実用英語技能検定、TOEFL、TOEICを本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる学修とする。

- 2 前項に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を修得するには、実用英語技能検定の場合は

2級以上、TOEFLの場合はInternet-Based Testingスコア45点以上、またはComputer-Based Testingスコア135点以上、またはPaper-Based Testingスコア450点以上、TOEICの場合はスコア500点以上であることを証明する書面による申請を必要とする。

3 申請が認められた場合、外国語コミュニケーション（2単位）を読替科目として修得したものと認定する。

4 前項の規定により修得した単位数は、第18条、第18条の2により本学において修得したものとみなす単位数とあわせて60単位を超えないものとする。

(細則の改廃)

第19条 この細則の改廃は、経済学部教授会の議を経てこれを行う。

附 則

本細則は、平成22年4月1日から施行する。

再入学者の取扱いについて

平成13年4月1日以降の願い出による再入学者に対しては、正規の該当学年の学生番号を新たに付与し、学科課程は従前どおり、再入学した学年の学科課程を適用いたします。

年度を超えた復籍者の取扱いについて

平成13年4月1日以降の願い出による年度を超えての復籍者については、正規の該当学年の学生番号を新たに付与し、かつ復籍した学年の学科課程を適用いたします。

経済学部における履修科目登録の上限設定について

大学設置基準第21条2項および本学学則第24条の2項にもあるように、大学における1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とすることが標準とされており、そのなかには十分な予習および復習が前提とされている。このことを踏まえると、一定期間に受講できる授業科目数には自ずから一定の限界がある。

履修登録された科目に関して、充実した学修を確保するために、また、登録だけをして授業に出席しないという安易な学習姿勢をなくすためにも、経済学部では教育上、授業科目の履修科目登録に上限設定を設けている。